

兵庫県立姫路東高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立姫路東高等学校

1 学校の方針

本校は、校訓「自治・創造・友愛」の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた人格の陶冶を図り、地域社会や国際社会に貢献できる有為な人材を育成することを目指している。また、「個性 伸ばせば 夢 羽ばたく」の教育理念のもと、普通科単位制高等学校として、「生きる力の育成」・「単位制学習システム」・「キャリア教育」を通じて、「21世紀に羽ばたく人材」を育成すべく教育活動を展開している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組めるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

本校は明治 42 年創立の県立姫路高等女学校を前身とし、昭和 23 年に男女共学、平成 15 年に普通科単位制高等学校に改編し、現在創立 105 年目を迎える伝統校である。生徒は真面目で真摯に勉学に励み、希望進路を実現すべく有意義な高校生活を送っている。

また、部活動も活発で 8 割以上の生徒が部活動に参加し、日々練習に励んでいる。さらに、クラスや年次、そして学校の団結を固めるべく、学校行事の充実にも力を注いでいる。しかし、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる教育活動を展開すべく、以下の指導体制を構築し、いじめ防止を学校全体で推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、

年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品を強要された場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が長期にわたって学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合を認めるとき」であるが、早期対応の見地から生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識および経験を有する外部の専門家である保護司、および民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。暴力や恐喝など犯罪性が認められる場合は、警察等の関係機関とも連携を図る。必要に応じて学年および学校すべての保護者を対象に、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

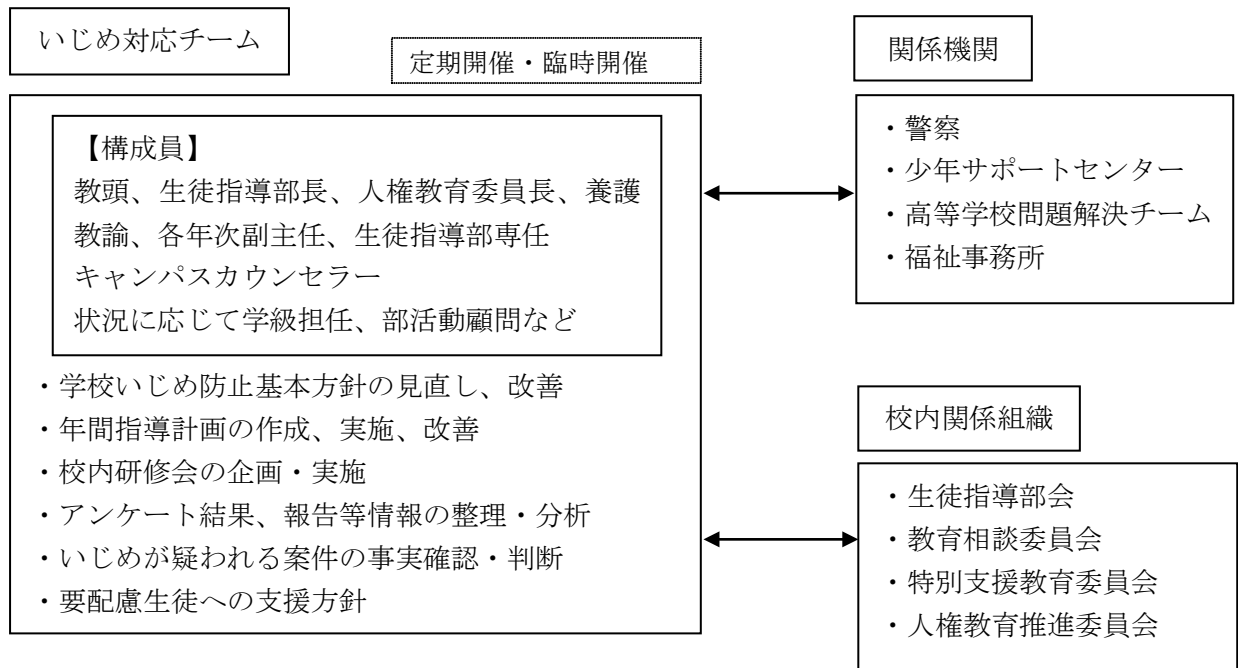
5 その他

本校は、さわやかな学校づくりを通して、互いが思いやり、豊かな人間関係を育むとともに生命や人権を尊重する人間性の向上を目指し、教育活動を推進してきた。また、地域や保護者との連携を密にし、教育内容や学校評価等を公表し、学校の活性化とよりよい校風づくりに取り組んできた。

この、「いじめ防止基本方針」についても、学校ホームページで公表するとともに、学校評議員会、年次懇談会、三者面談などのあらゆる機会を利用して保護者や地域に発信し、連携していじめ防止に取り組んでいく。さらに、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、また必要に応じて修正していく。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、いじめ対応チームを中心に全教職員で取り組む。



【未然防止のために】

■ 学習指導の充実

- ・学習における規律作り
- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業研究

■ 特別活動の充実

- ・ホームルーム活動の充実

■ 教育相談の充実

- ・面談の定期開催
- ・キャンパスカウンセラーの活用

■ 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

■ 情報教育の充実

- ・情報モラルの指導の充実
- ・ネット犯罪防止講演会の開催

■ 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開・公開授業の実施
- ・地域行事への積極的参加

【早期発見のために】

■ 情報の収集

- ・教員の観察による気づき
- ・養護教諭からの情報
- ・生徒・保護者・地域からの情報
- ・昼休みの巡回指導
- ・アンケートの実施
- ・定期的な面談における情報
(生徒・保護者)

■ 相談体制の確立

- ・相談受付箱の設置・周知
- ・キャンパスカウンセラーの活用
- ・学級担任の日常の相談

■ 情報の共有

- ・報告の徹底
- ・職員会議等での全職員の情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・次年度への申し送り事項の徹底

別紙2 早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 決められた座席と違う席に座っている

◎昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活弁に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

別紙3 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた 取り組み	早期発見に向けた 取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導計画立案	入学前の中学校との 情報交換	個人面談
		学級づくり	教育相談
5月	いじめ対応チーム会議 保護者向け啓発	職員研修会	生活実態アンケート
			教育相談
6月	いじめ対応チーム会議	人権学習	いじめアンケート (1年次)
		情報教育講演	教育相談
7月			三者面談
			教育相談
8月		カウンセリング研修	
			個人面談
9月	いじめ対応チーム会議 (アンケート前後2回)		いじめアンケート (2・3年次)
			教育相談
10月			生活実態アンケート
			教育相談
11月	人権学習		授業公開
			教育相談
12月			三者面談
			教育相談
1月			個人面談
			教育相談
2月			生活実態アンケート
			教育相談
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ		
			教育相談

職員会議等

- ・事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議を開催し、校内関係組織・関係機関と連携して対応する。
- ・保護者会において、学校の指導方針を知らせる。

未然防止に向けた取組

- ・入学前に中学校との情報交換をする。
- ・職員研修会において、いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を全教職員で共通理解する。
- ・人権学習において、人権問題としていじめの問題を取り上げる。

早期発見に向けた取組

- ・いじめアンケートだけでなく、生活実態アンケートからも、いじめが起こっていないか状況を把握する。
- ・個人面談を年3回実施し、個人状況を把握する。
- ・年次会議等で生徒の情報交換を行い、担任や部活動顧問が一人で抱え込むことなく組織的に対応する。

注意事項

- 1 被害者の救済を最優先する。
- 2 事実確認は双方からおこなう。
- 3 加害者の指導とともに傍観者への指導も行う。
- 4 双方の保護者へ事実の説明をおこなう。
- 5 暴力や恐喝など犯罪をとまなう事例は関係機関(警察)に通報する。

